

総合行政ネットワーク 構築について

12/08/03

目次

総合行政ネットワーク 構築について

総合行政ネットワークとは

総合行政ネットワークの必要性と目的

国・地方を通ずる行政情報化における総合行政ネットワークの位置づけ

政府における「総合行政ネットワーク」の位置づけ

総合行政ネットワークの概要

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅰ）

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅱ）-1

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅱ）-2

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅲ）-1

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅲ）-2



総合行政ネットワーク 構築について

(財)地方自治情報センター

総合行政ネットワークとは



総合行政ネットワークの定義

国の行政機関を結ぶ霞が関WANに対応する、
3,300の全地方公共団体を結ぶ情報通信ネットワーク

総合行政ネットワークの必要性と目的

社会的環境の変化

- ・ 情報通信技術の進展
- ・ インターネットの普及
- ・ パソコンの普及
- ・ 電子商取引の進展

政府の取り組み

- ・ 『行政情報化推進基本計画』
- ・ 霞が関WANの構築
- ・ 『ミレニアム・プロジェクト』

行政情報化の意義

- ・ 質の高い行政サービスの提供
- ・ 簡素で効率的な行政システムの確立
- ・ 民間分野の情報化との整合性

諸外国の取り組み

- ・ 行政サービスシステムの構築
- ・ 認証業務の制度化

情報を流通させる全国規模の情報通信ネットワークが必要

総合行政ネットワーク

行政事務の効率化・迅速化

重複投資の抑制

住民サービスの向上

国・地方を通ずる行政情報化における 総合行政ネットワークの位置づけ

☆行政情報化推進基本計画の改定について(平成9年12月20日:閣議決定)

第2 行政情報化推進の基本方針

3 行政情報化推進のための基盤整備

(1)行政部門総体として総合的な情報化を推進するための共通基盤として、パソコン等情報機器、LAN、省庁内ネットワークを整備するとともに、霞が関WANの活用による行政部門を通ずる汎用性の高い総合的・広域的な行政情報通信ネットワークを整備する。

イ 行政部門を通ずるネットワーク基盤の整備

2)行政部門を通ずる情報交換、情報共有の推進、ワンストップサービスの実施等を図るため、霞が関WANの活用により、地方公共団体、特殊法人、認可法人等を結ぶ汎用性の高い総合的・広域的な行政情報通信ネットワークシステム(ADMIX)の整備を推進する。

☆平成12年度における行政情報化の取組方針(平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)

II 行政情報化推進の基本方針

3 行政情報化推進のための基盤整備

(1) 情報通信基盤の整備

イ 行政部門を通ずるネットワーク基盤の整備

(イ) 国・地方の行政部門を通ずる行政情報通信ネットワークシステム(ADMIX)について、自治省において、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク(以下「総合行政ネットワーク」という。)構築の実証実験及び同ネットワークと霞が関WANとの接続実証実験等を行う。

(ウ) 各省庁において、個別事業の広域ネットワークについて、機能の高度化を推進するとともに、業務形態に応じ、関連する他のネットワークとの接続の必要性等を検討する。

政府における「総合行政ネットワーク」 の位置づけ

(1) ミレニアム・プロジェクト (平成11年12月19日内閣総理大臣決定)

【地方公共団体の情報化を先導するための実証実験】

- ・ 2000年度において、全地方公共団体間を結ぶ広域的で機密性の高い行政ネットワークである「総合行政ネットワーク」についての地方公共団体の自主的な取り組みを先導するため、地方公共団体間ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を実施。
- ・ 2003年度までに、各地方公共団体の自主的な取り組みにより、総合行政ネットワークの整備と国の霞が関WANとの接続が図られることを期待する。

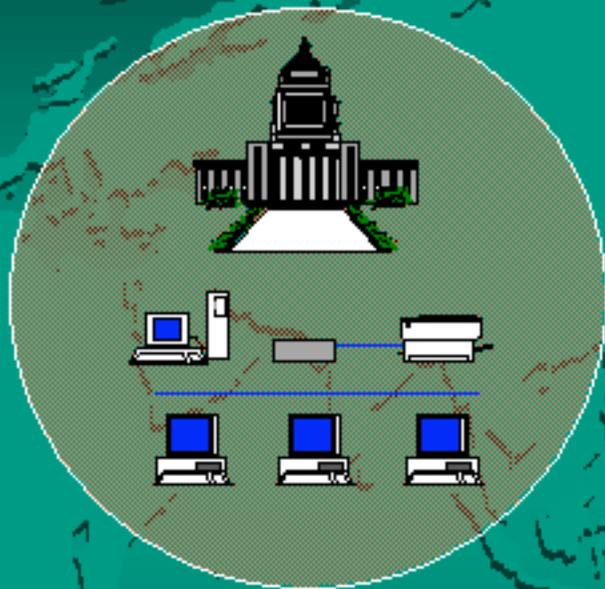
(2) 申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み (平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)

【国・地方公共団体間の情報化基盤】

- ・ 自治省において、平成12年度に、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を行い、都道府県及び政令指定市に対しては13年度までの、その他市町村に対しては15年度までの総合行政ネットワークの構築を要請する。また、国は、同ネットワークの整備状況を勘案し、速やかに霞が関WANとの接続を図る。

総合行政ネットワークの概要

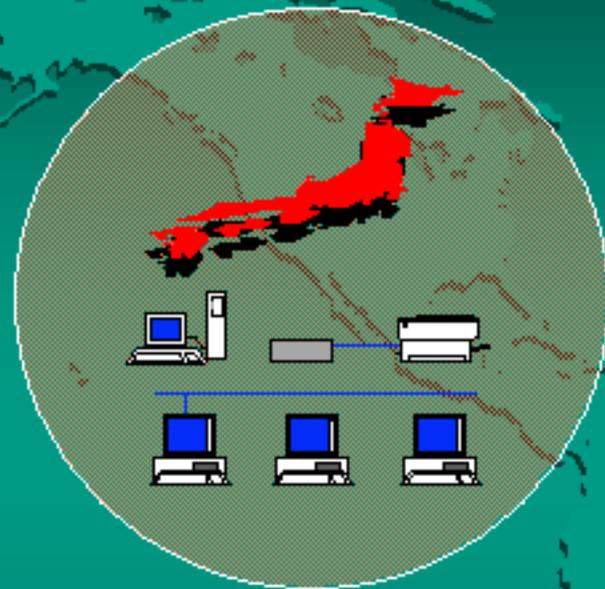
☆総合行政ネットワークはすでに運用が開始されている霞が関WANに対応するネットワークとして位置付けられる。



霞が関WAN

国の行政機関を結ぶネットワーク

- ・霞が関WAN運用センターを設置し、各利用機関のLANを専用回線で接続
- ・ファイヤウォール、暗号化機能を有するルータ等によるセキュリティの確保



総合行政ネットワーク

地方公共団体を結ぶネットワーク

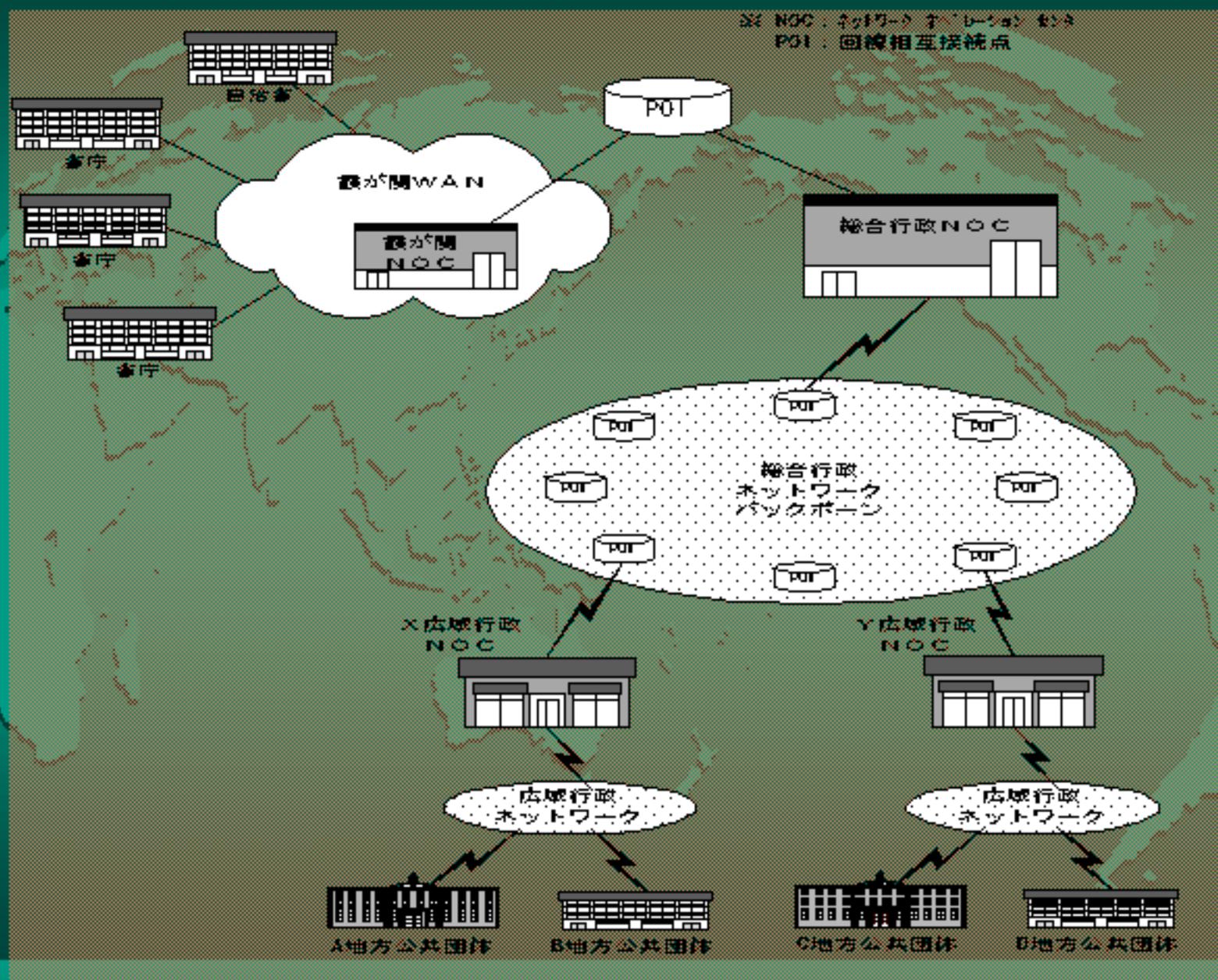
- ・総合行政ネットワーク運用センターを設置し、各利用機関の広域WANを閉域P網により接続
- ・ファイヤウォール、暗号化機能を有するルータ等によるセキュリティの確保

総合行政ネットワーク実証実験（Ⅰ）

☆コンセプト

- 全ての地方公共団体を収容可能な行政内に閉じたネットワーク。
- 電子メール、電子文書交換等の業務横断的サービスを提供。
- 高いセキュリティを確保。
- 霞が関WANとの相互接続。
- 情報通信分野における標準的な技術を採用。
- 各地方公共団体におけるネットワーク規模、多様な情報化の進捗や方法の違いを吸収。
- 全ての地方公共団体が現実的に負担できる費用で運用し、団体の既存設備は有効利用。

総合行政ネットワーク実証実験(Ⅱ)₋₁



総合行政ネットワーク全体図

総合行政ネットワーク実証実験(Ⅱ)⁻²

●拡張性(スケーラビリティ)

当初10団体程度から始めてすべての地方公共団体を収容できることを目標に設計・構築する。また、団体の規模にかかわらず同等のサービスができることを目標とする。

●稼働時間・信頼性(アベイラビリティ)

24時間365日運用可能なネットワークとする。各主体間での具体的なサービスレベルの合意や、稼働率を業務アプリケーションの要求を根拠に設定する。

●ネットワーク性能

すべての業務アプリケーション運用に十分な性能を確保する。また、アプリケーション要件に応じた通信路分離や品質保証ができることを目標とする。

●セキュリティ

総合行政ネットワークに対して考えられる脅威を確定し、それらに対応した暗号化、信号/経路分離、ファイヤーウォール機能、監視、リアルタイム追跡、代替え経路等の技術要素を実装する。また、検証、監査/検査、ペネトレーションテスト等の運用技術も確立する。

●マネージャビリティ

性能管理、故障管理、ネットワークデバイスを遠隔操作できる技術を導入する。

●柔軟性(アダプタビリティ)

将来の新技术の採用を妨げない設計とする。後述するASPの概念と技術を取り込むことにより多彩なアプリケーションが展開されるようにする。

●費用効果

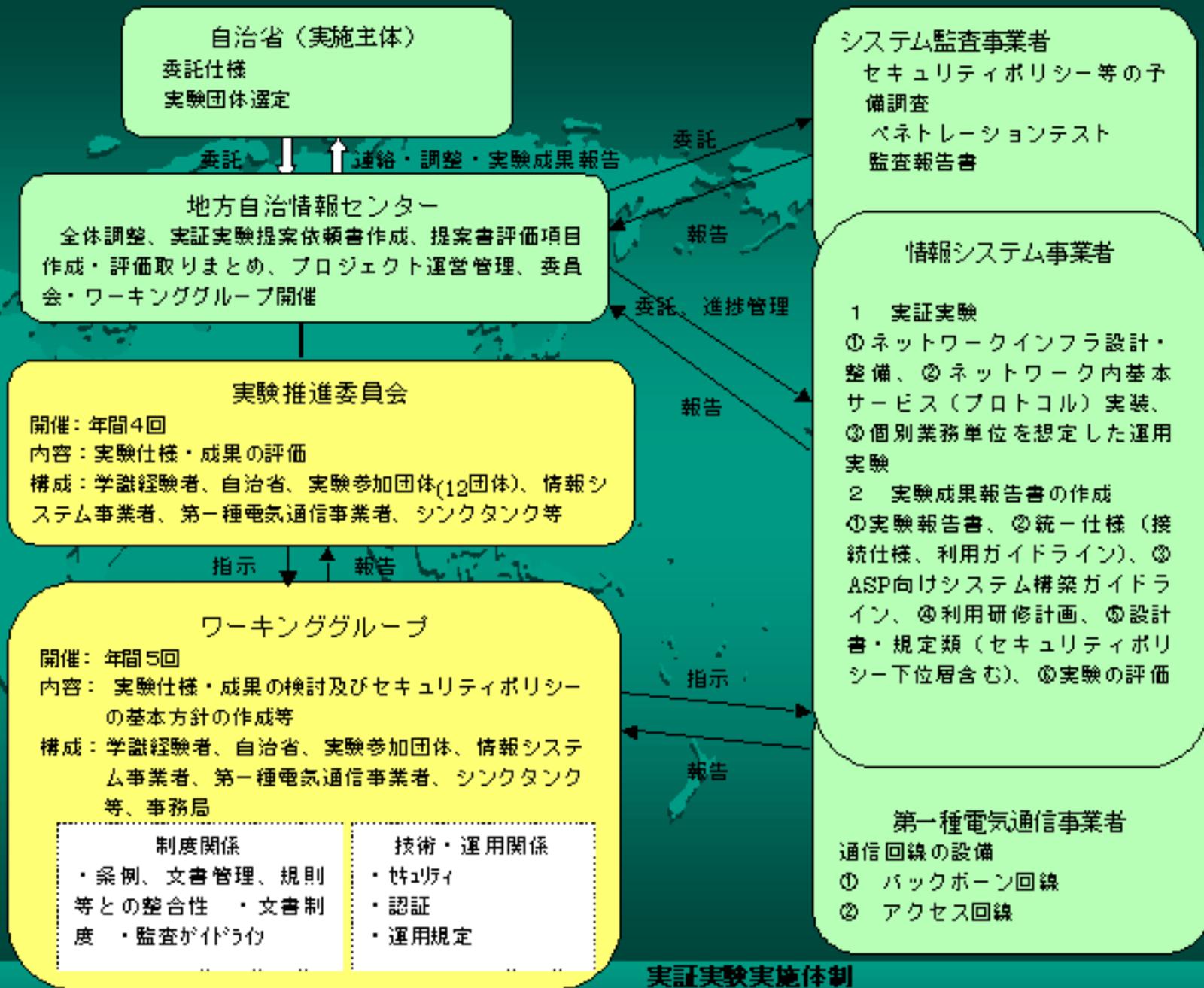
アベイラビリティやネットワーク性能とセキュリティのバランスをとりながら各団体の規模に応じた適切な費用で運用できることを目標とする。

※ASP(Application Service Provider): 一般には、各種アプリケーションソフトの機能を、インターネット経由でユーザに提供する事業者を指す。ユーザはアプリケーションの使用料として、利用回数や期間に応じた費用を払う形態をとり、ハードやソフトの初期費用やその運用管理が不必要となる。総合行政ネットワークのASPもサービス提供に関して同様の形態が考えられるが、インターネットではなく、行政の閉じた専用のネットワークで提供される点で異なる。

※ファイヤーウォール: 組織内部のネットワークと、その外部に広がるネットワークとの間に設置し、外部からの不正なアクセスを防ぐ機器やソフト。

※ペネトレーションテスト: ネットワークの内側や外側から擬似的な攻撃を行い、ネットワークの弱点等の評価を行うこと。

総合行政ネットワーク実証実験(Ⅲ)₋₁



総合行政ネットワーク実証実験(Ⅲ)₋₂

①自治省

実施主体であり、実証実験について財団法人地方自治情報センターへ委託するとともに監理監督を行う。また、実験への参加及び実験に参画する地方公共団体の選定等を行う。

実験に参画する地方公共団体は、次のとおりである。

北海道、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、岐阜県、兵庫県、岡山県、鹿児島県、横浜市、京都市、神戸市、その他事業内容等、諸事情により自治省の指名する団体

②財団法人地方自治情報センター

実証実験について自治省から受託し、事業実施計画を策定するとともに実験推進委員会の設置及び外部専門機関への委託等により実施体制を整備し、本実証実験プロジェクトの運営管理を行う。また、実証実験における総合行政ネットワーク運営主体として機能する。

③実験推進委員会

事業実施についての方向性及び実現性について検討するとともに、実証実験の仕様、実験成果並びにシステム監査の結果等について評価を行う。

④ワーキンググループ

情報システム事業者及び第一種電気通信事業者が行う実証実験の仕様並びに実験成果等について検討するほか、セキュリティポリシーの基本方針等について取りまとめる。

(注) 地方公共団体の委員は1団体2名である。1名は、地方公共団体のネットワーク管理者(又は相当職)の指示のもとにセキュリティ、認証等の技術の適用化を図り、また、運用規定の整備を担う職員。他の1名は、団体の個人情報保護条例や文書管理規則等既存制度との整合性について検討する職員。

⑤外部専門機関

情報システム事業者

実証実験の具体的作業の実施に当たっては、実験期間の時間的制約を考慮し、迅速な推進を図るため、外部の専門機関に委託する。

実証実験は、ネットワークインフラストラクチャの設計・整備、ネットワーク内基本サービス(プロトコル)の実装、個別業務を想定した運用実験などを実施し、実験報告と接続仕様書、利用ガイドライン、アプリケーションサービスプロバイダー向け構築ガイドライン並びに研修計画等を作成する。

情報システム事業者は、実験推進委員会、ワーキンググループの意見並びに指示により実証実験の作業を実施する。

第一種電気通信事業者

実証実験におけるバックボーン回線及びアクセス回線は、将来の方向性を考慮し、最適な回線を設備する。

システム監査事業者

実証実験の作業成果について、セキュリティ対策を中心としたシステム監査を第三者機関により実施し、監査報告書を作成する。

監査は、セキュリティポリシー及び各種文書を基にした予備調査を行うほか、ペネトレーションテストを行い、監査報告書を作成する。